欠格条項申告書

◇ 地方公務員法第16条 ◇

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、 職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその 執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処 分の日から2年を経過しない者
- 3 (略)
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下 に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他 の団体を結成し、又はこれに加入した者

私は、地方公務員法第16条には該当しない者であることを申告します。

令和 年 月 日

氏名